

○特定自主検査記録表

- ・ブル・ドーザー
- ・トラクター・ショベル（クローラ式）
- ・トラクター・ショベル（ホイール式）
- ・油圧ショベル（クローラ式）
- ・油圧ショベル（ホイール式）
- ・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
- ・共通機体（油圧式又は機械式）＋ジブ・リーダー・ワイヤーロープ＋コラムシェル（コラムシェルの場合、上記3種類の点検表が必要となる。）
- ・モーター・グレーダ
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車
- ・不整地運搬車

○移動式クレーン検査証

- ・移動式クレーン

○自動車検査証

- ・大型ダンプ車
- ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)
- ・アスファルト・フィニッシャ

※なお、加点対象となる台数は15台までです。16台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類： 申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、
特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

- **6** 建設機械の保有状況一覧表
 - ・2部作成し、提出すること。（受付後、1部返却、次回の申請時に提出）
 - **66** 特定自主検査記録表
 - ・審査基準日前1年以内に点検を実施していること。
 - ・機種が加点対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベル・不整地運搬車であること。
 - ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
 - ・新車購入（リースの場合も）から1年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提出すること。
 - **67** 移動式クレーン検査証
 - ・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。
- ☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先
社団法人 建設荷役車輛安全技術協会 千葉県支部 TEL043-245-9926
- ☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先
都道府県労働局又は登録性能検査機関
- **68** 自動車検査証
 - ・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
 - ・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。
 - ・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。
- ※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○ 所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

- ・ 69 売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
- ・ 70 建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
- ・ 71 注文書、注文請書、購入依頼書などの写し
（申請者が申込者となっている書類に限る）
- ・ 72 法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写し（明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること）
- ・ 73 過去3年間の特定自主検査記録表の写し
（3年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

- ・ 74 リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）
（審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）
リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、77「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。
- ・ 75 契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※ 新規掲載の建設機械がある場合は、76建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等）の提出も必要。（上記69～75の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）

24 63「エコアクション21の認証の有無」

審査基準日時点で、エコアクション21の認証を受けている場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。※「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としない。

25 64 ISO9001の登録の有無

65「ISO14001の登録の有無」

① 審査基準日において、ISO9001（品質管理）又は14001（環境管理）の認証を下記の要件を満たした上で受けている場合、「1」を記入する。

- ・（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001又は14001であること。
- ・ ISOの取得（認証）範囲に「建設業と認められる業務」が含まれていること。
- ・ ISOの取得（認証）範囲が特定の事業所単位での認証ではなく、会社単位での認証となっていること。

② ISO9001又は14001の認証を受けているが、上記の要件を満たしていない場合、ISO9001又は14001以外のみ認証を受けている場合、又はISOを取得していない場合は、「2」を記入する。

必要書類：79 審査登録機関の認証を証明する書類の写し（ISO認証登録証明書及び付属書など）
※証明書が日本語以外の場合は和訳を添付すること

- 26 記入すべき割合（百分率）は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。
- 27 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 41 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 42 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 43 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 44 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 45 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 46 90 (単位) 技術者数 3 (人)

技能レベル向上者数 47 1 (人) 技能者数 5 (人) 控除対象者数 0 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 48 1 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 49 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 50 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 51 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 52 1 [1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況

営業年数 53 47 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 54 2 [1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 55 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 56 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 57 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 58 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 59 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 60 2 (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) 61 0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 62 5 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 63 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 64 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 65 1 [1.有、2.無]

技術職員名簿 (2005帳票) に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の人数を記入。

若年技術職員の割合 (B/A) が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合 (C/A) が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。

小数点第2位以下を切り捨てる。

技術職員数 (A)	若年技術職員数 (B)	若年技術職員の割合 (B/A)
3 (人)	2 (人)	66.6

新規若年技術職員数 (C)	新規若年技術職員の割合 (C/A)
1 (人)	33.3

項番46、47の記載方法は69ページをご覧ください。

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨てる。

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。

組織変更、合併等を具体的に記入する。

初めて許可 (登録) を受けた年月日	休業等期間	備考 (組織変更等)
平成 47年 9月 1日	年 月	昭和58年1月22日 有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前	審査対象事業年度
(千円)	(千円)	(千円)

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

申請者 経審建設工業(株)

記入をお忘れなく!

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
(W10) の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① 項番 46 C P D 単位取得数

C P D 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した C P D 単位の合計数となります。

【確認資料】 令和 3 年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げる C P D 認定団体発行の証明書
書 (写しの提出)

② 項番 46 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外に C P D 単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証 (写しの提出) ・合格証 (写しの提出) 及び基準日現在の常勤性が確認できる資料
(P 2 0 の 2 8 及び 2 9 ～ 3 1 参照)

③ 項番 47 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】 審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提出）

④ 項番 47 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（P20の28及び29～31参照）

⑤ 項番 47 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】 審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提出）

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉 一郎	昭和61年 10月 1日	31	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第〇〇〇号	28
2	○	船橋 太郎	昭和57年 10月 2日	34	8 2 0 1	0 0 2	2					
3		松戸 五郎	昭和23年 3月 2日	69	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第〇〇〇号	30
4		<p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、 48 (単位) ÷ 50 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8 6 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、 7 これを切り捨て「28」となる。</p>										
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10		<p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、 18 (単位) ÷ 12 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0 12 しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。</p>										
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23		<p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。 ● 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。 ● 単位の認定団体は、各人1団体まで。 										
24												
25												
26												
27												
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

経営事項審査の項目及び基準の改正について

別紙三

(別紙八-4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1 3 (1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 3 (1.有、2.無)
別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。	4 3 3 (1.有、2.非該当)
別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。	4 4 3 (人)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 3 (1.該当、2.非該当)
CPD単位取得数	4 6 3 5 10 (単位) 技術者数 11 (人)
技能レベル向上者数	4 7 3 5 (人) 技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 20 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の状況	4 8 3 (1.是る(1.該当、2.非該当)、2.是る(1.該当、2.非該当)、3.是る(1.該当、2.非該当)、4.否(1.該当、2.非該当))
様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。	4 9 3 (人)
様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。	4 10 3 (人)
様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。	4 11 3 (人)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	4 12 3 (1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当)
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	4 13 3 (1.有、2.無)
建設業の営業継続の状況	
営業年数	5 3 3 5 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 3 (1.有、2.無)
初めて許可(登録)を受けた年月日	5 5 3 5 (年 月 日)
休業等期間	5 6 3 5 (年 月 日)
備考(組織変更等)	5 7 3 5 (年 月 日)
再生申請又は更生申請決定日	5 8 3 5 (年 月 日)
再生計画又は更生計画認可日	5 9 3 5 (年 月 日)
再生申請又は更生申請決定日	5 10 3 5 (年 月 日)
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	6 1 3 (1.有、2.無)
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	6 2 3 (1.有、2.無)
指示処分の有無	6 3 3 (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	6 4 3 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)
公認会計士等の数	6 5 3 5 (人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 6 3 5 (人)
研究開発の状況	
研究開発費(2期平均)	6 7 3 5 10 (千円)
6 8 3 5 10 (千円)	6 9 3 5 10 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	6 10 3 5 (台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	
エコアクション21の認証の有無	6 11 3 (1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6 12 3 (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6 13 3 (1.有、2.無)

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場 勲	平成13年6月8日	28
2	市川 正巳	平成10年3月3日	30

CPD単位を取得し、技術職員名簿に記載ない方を記載する。

(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
- 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。
- 様式二「技術職員名簿」に記載した方のみが対象の場合、本様式は提出不要。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	58
CPD単位総計 (①+②)	116

別紙二「技術職員名簿」のCPD
単位取得数の合計を記入

項番46 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※こちらの様式4号には、二級技士補の方も記載することができます。

CPD 単位取得にのみ該当がある場合も、作成・提出が必要となります。

(用紙A4)
年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	三島 習作	平成10年2月3日	2020年1月1日	→ ○	
2	流 竜馬	平成7年12月9日			
3	馬場 花音	平成5年10月23日	2016年8月31日	→ → ○	○
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

【その他留意事項】

- 認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベルとして審査。
(期間中にレベルとなったものはレベル向上対象とはならない)

記載要領

項番 47 技能者数

項番 47 技能レベル向上者数

項番 47 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

告示別表第 1 8

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

建設業の経理の状況(W5)に係る改正(対象者の条件変更)

公認会計士等に算入できる者(審査基準日時点)を以下の通りとします。

- 公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者(公認会計士として登録されていることが前提)
- 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者(税理士として登録されていることが前提)
- 1 級または 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者
- 1 級または 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者

※H28 年度以前に 1 級又は 2 級の登録経理試験に合格した者であっても、令和 5 年 3 月末までの間は引き続き評価対象とします。

7 建設機械の保有状況一覧表の記載例

建設機械の保有状況一覧表

千葉県知事様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

審査基準日

令和2年9月30日

※記入する年月日は和暦(平成又は令和)での表記としてください。(H又はRでも可)

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日			検査実施年月日 又は 有効期間満了日		
								リース開始日	リース期間満了日	申請書提出日			
1	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	H製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル (クローラ式)	自社所有	平成28年4月1日	令和3年3月30日	有	令和2年9月11日		
2		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	K建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日			令和元年11月10日		
3	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				大積載量9,000kg	自社所有	平成22年1月21日			令和2年1月16日		
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				クラムシェル のうち該当するものを選択	自社所有				リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以降にあること	年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【トラクターショベルの場合】⇒バケット容量を記入	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ブルドーザー・モーターグレーダーの場合】⇒自重を記入	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【移動式クレーンの場合】⇒つり上げ荷重を記入	自社所有					リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を正副2部提出する	【特定自主検査の場合】 ・審査基準日前、1年以内に検査年月日があること ・新車の場合は、次回検査予定年月月を記載
		ショベル系掘削機 トラクターショベル ブルドーザー モーター・グレーダー 移動式クレーン 大型ダンプ車 ダンプ 締固め用機械 解体用機械 高所作業車 アスファルト・フィニッシャ 不整地運搬車				【大型ダンプ車の場合】⇒車両総重量又は最大積載量を記入(要件を満たす方を記入)	自社所有					【製造時等検査・性能検査・自動車検査の場合】 有効期間満了日が審査基準日以降であること	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ダンプの場合】⇒ダンプ・ダンプフルトラ・ダンプセミトラのうち該当するものを記入	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【締固め用機械・解体用機械の場合】 締固め用機械:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー 解体用機械:ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【アスファルト・フィニッシャの場合】⇒アスファルト・フィニッシャと記載	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【不整地運搬車の場合】⇒不整地運搬車と記載	自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース					年 月 日	
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース					年 月 日	

建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、特定自主検査記録表に記載されている機種。(例:油圧ショベル(クローラ式))

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)

⑥「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例:最大積載量9,000kg)

⑦「ダンプ」にあつては、ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象としない。

⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

⑩「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。

⑪「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、アスファルト・フィニッシャと記載。

⑫「不整地運搬車」にあつては、不整地運搬車と記載。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあつては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあつては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあつては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

商号又は名称

許可番号

代表者名

審査基準日 令和2年3月31日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1~R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1~R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以内にあること

7 経営規模等評価申請等提出票

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
<input checked="" type="radio"/>	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
<input type="radio"/>	経営規模等評価申請
<input type="radio"/>	総合評定値請求
<input type="radio"/>	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
<input type="radio"/>	経営規模等評価再審査申立
<input type="radio"/>	経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
<input type="radio"/>	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価対象業 種 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 土木	建築	大工	左官	とび・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・ れんが・ ブロック
	<input type="radio"/> 鋼構 造物	鉄筋	<input checked="" type="radio"/> 舗装	しゅんせ つ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕 上	機械器具 設置
	<input type="radio"/> 熱絶縁	電気 通信	造園	さく井	建具	水道 施設	消防 施設	清掃 施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
--	------------------------------------	-------------------------

他の業種に完成工事高を積み上げる業種は選択しないこと。

行政庁側記入欄	
事務所	整理番号
□□ — □□□□□□	
(旧) □□ — □□□□□□	
(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日	

受付印

8 実務経験証明書

1人の技術職員について、勤務先等の変更により証明者が異なる場合は証明者ごとに作成し、「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、工事箇所等を具体的に記載することとし、少なくとも1年につき1件の工事を記入してください。

なお、2つ以上の業種について作成する場合、期間を重複することはできません。また、実務経験による資格登録のある方で、別の業種で追加登録する場合は、すでに登録してある業種に係る実務経験証明書も提出してください。

記載例

別記第九号（第三条関係）

(A4)

実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工・コンクリート**工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明日付を記入してください。

令和3年 7月29日

証明者 千葉市中央区市場町1-1
 経審建設工業株式会社
 代表取締役 経審 太郎
 社員

被証明者との関係

技術者の氏名	木更津 道 雄	生年月日	昭和37年4月24日		昭和61年4月 から 平成19年7月 まで
使用者の商号 又は名称	経審建設工業株式会社			使用された期間	
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事主任	千葉南ロータリークラブ10周年記念碑コンクリート工事他			8年4月から 10年3月まで	
工事係長	船橋市立教育会館児童遊園外構工事他			10年4月から 11年3月まで	
〃	八千代市八千代台宅地造成盛土工事他			11年4月から12年3月まで	
〃	習志野市大久保公園時計塔コンクリート工事他			12年4月から13年3月まで	
〃	都市計画道路8、7、6号整備土工事他			13年4月から14年3月まで	
〃	検見川浜ニュータウン造成盛土工事他			14年4月から15年3月まで	
〃	検見川サイクリングロード案内板設置工事他			15年4月から16年3月まで	
工事課長	佐倉市防護柵設置工事他			16年4月から17年3月まで	
〃	東関東自動車道段差修正工事他			17年4月から18年3月まで	
〃	佐倉警察署管内道路標識設置工事			18年4月から19年3月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合 計 満11年 月	

記載事項

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

- (注) ① 工事1件ごとに記入するのが原則だが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入して1年分を1行にまとめる。1番上の行に古いものを何年分かまとめても良い。
- ② 実務経験の内容は、業種がわかるように具体的に記入する。
- ③ 自社証明の場合は、証明者の押印不要だが、他社証明の場合は押印が必要。(写し可)

IV 経営規模等評価申請及び 総合評定値請求の方法 (国土交通大臣許可業者)

IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

令和2年4月より、国土交通大臣許可業者の申請窓口が変更になりましたので、ご注意ください。

都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日から、各種申請書・変更届出書につきましては関東地方整備局建政部建設産業第一課に直接持参又は郵送にて提出してください。

・宛先
〒330-9739
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館6階
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

詳細は、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000007.html>)

V 参 考

V 参考

1 業種追加申請について

経審申請後に新たに建設業許可を取得した業種について、追加で経審の受審を希望する場合、同一の審査基準日について再度申請を行うことができます。(業種追加申請)

業種追加申請は当初申請の結果に影響はない範囲で認められます。
新たに追加された業種に係る完成工事高、技術職員のみが追加の審査対象となり、他の審査項目は当初申請と同じ内容で申請していただくこととなります。

申請に必要な書類

【提出書類】 ※正副2部作成

経営規模等評価申請等提出票※

経営規模等評価申請書・総合評定値申請書(20001帳票)※

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)※

その他の審査項目(社会性等)(20005帳票)※

技術職員名簿(20004帳票)※

収入証紙(申請業種全額)(※下記「手数料」参照)

経営状況分析結果通知書(写し可)

建設業許可通知書

建設業許可申請書(副本)

登記事項証明書(旧登記簿謄本)

前回の経審申請書一式(受付印のあるもの)

建設業許可に係る変更届出書(事業年度終了届)(副本)

追加業種についての工事経歴書

追加業種についての「契約内容が確認できる書類」

(工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事)

(該当がある場合提出)

工事種類別完成工事高付表

建設機械の保有一覧表

委任状(代理申請の場合)

(法人番号が変更となった場合、下記の書類の提出が必要となります。)

法人番号指定通知書 若しくは 国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの

(技術職員を追加する場合、下記の書類の提出が必要となります。)

- a. 技術職員の資格を証する書類
- b. 健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書
- c. 給与所得の源泉徴収簿 若しくは 給与台帳

※審査基準日以前6か月を超える期間在籍する技術職員であり、追加する業種に関して資格を持つ技術職員のみ追加が可能です。

手数料

申請を行う業種について、再度全額分の手数料の支払いが必要となります。

例) 当初申請において「土木」「舗装」を申請、業種追加申請で「管」を申請する場合、全業種で3業種になるため、16,000円の証紙が必要になります。

2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について

決算期変更等の事情で、事業年度が12ヶ月に満たない場合の申請については、下記の記載例を参考に申請書を作成してください。

・ 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001帳票）の記載例

(1) 決算期間が6か月の場合

例 3月及び9月に決算の場合

基準決算	30年10月～31年 3月	営業利益 …… 2, 400千円 減価償却実施額 …… 450千円
基準決算の前期	30年 4月～30年 9月	営業利益 …… 2, 100千円 減価償却実施額 …… 600千円
基準決算の前々期	29年10月～30年 3月	営業利益 …… 1, 800千円 減価償却実施額 …… 600千円
基準決算の前々々期	29年 4月～29年 9月	営業利益 …… 2, 400千円 減価償却実施額 …… 900千円

利益額 (2期平均) ³⁵¹⁰ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

技術職員数 ³⁵ (人)

<p>営業利益 2,400 × 6/6 = 2,400 2,100 × 6/6 = 2,100</p> <p>減価償却実施 450 × 6/6 = 450 600 × 6/6 = 600</p>	<p>営業利益 1,800 × 6/6 = 1,800 2,400 × 6/6 = 2,400</p> <p>減価償却実施 600 × 6/6 = 600 900 × 6/6 = 900</p>
---	---

登録経営状況号 ³⁵

経営状況分析を受けた機関の名称

・工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高（20002帳票）の記載例

(1) 決算期間が6か月の場合

例 3月及び9月に決算の場合（直前2年の平均完成工事高を選択）

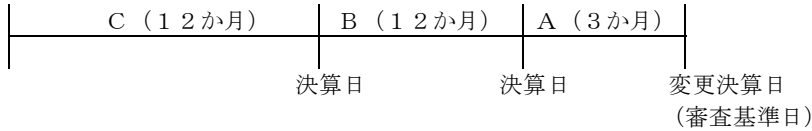
基準決算	30年10月～31年3月	3月	完成工事高……760,000千円 うち元請……300,000千円
基準決算の前々期	30年4月～30年9月	9月	完成工事高……800,000千円 うち元請……400,000千円
基準決算の前々々期	29年10月～30年3月	3月	完成工事高……730,000千円 うち元請……350,000千円
基準決算の前々々々期	29年4月～29年9月	9月	完成工事高……700,000千円 うち元請……330,000千円

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>29 年 10 月 ～ 30 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>29 年 4 月 ～ 29 年 9 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	29 年 10 月 ～ 30 年 3 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	29 年 4 月 ～ 29 年 9 月	審査対象事業年度 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均) { 30年10月～31年3月 30年4月～30年9月 }								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	29 年 10 月 ～ 30 年 3 月													
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	29 年 4 月 ～ 29 年 9 月													
業種コード 3 2 〇 〇 〇	完成工事高(千円) 6 1 4 3 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 16 6 8 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 1 5 6 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 36 7 0 0 0 0 0												
工事の種類 〇〇〇工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>730,000×6/6=730,000</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>350,000×6/6=350,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>700,000×6/6=700,000</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>330,000×6/6=330,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	730,000×6/6=730,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	350,000×6/6=350,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	700,000×6/6=700,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	330,000×6/6=330,000	{ 760,000×6/6=760,000 800,000×6/6=800,000 } { 300,000×6/6=300,000 400,000×6/6=400,000 }
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表												
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	730,000×6/6=730,000	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	350,000×6/6=350,000											
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	700,000×6/6=700,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	330,000×6/6=330,000											
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td></td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td></td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		(Blank calculation table)
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表												
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度												
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度												

(2) 決算期変更の場合

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算が12か月に満たない場合
(直前2年の平均完成工事高を選択)

A 基準決算	31年2月～31年4月(3か月)	完成工事高……	300,000千円
		うち元請……	150,000千円
B 基準決算の前期	30年2月～31年1月(12か月)	完成工事高……	1,500,000千円
		うち元請……	900,000千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月(12か月)	完成工事高……	1,200,000千円
		うち元請……	600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高

$$= Aの完成工事高 + \{Bの完成工事高 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月\}$$

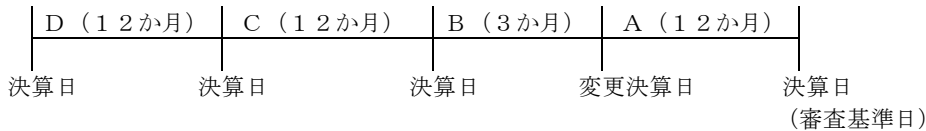
審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高

$$= \{Bの完成工事高 \times (Aの月数) / 12か月\} + \{Cの完成工事高 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月\}$$

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 29年05月 至 30年04月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 30年2月～31年1月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～年 月	審査対象事業年度 自 30年05月 至 31年04月 1 (1.2年平均 / 2.3年平均) 31年2月～31年4月 30年2月～31年1月 各審査対象事業年度の完成工事高を算定	
業種コード 32000	完成工事高(千円) 1275000	元請完成工事高(千円) 675000	完成工事高(千円) 1425000
工事の種類 ○○○工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,500,000×3/12=375,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 1,200,000×9/12=900,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 900,000×3/12=225,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 600,000×9/12=450,000	300,000×3/3=300,000 1,500,000×9/12=1,125,000 150,000×3/3=150,000 900,000×9/12=675,000
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	上記各決算期間の完成工事高、及び計算過程を記載する。

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算の前期の決算が12か月に満たない場合
(直前3年の平均完成工事高を選択)

A	基準決算	30年5月～31年4月(12か月)	完成工事高……	1,800,000千円
			うち元請……	1,200,000千円
B	基準決算の前期	30年2月～30年4月(3か月)	完成工事高……	300,000千円
			うち元請……	150,000千円
C	基準決算の前々期	29年2月～30年1月(12か月)	完成工事高……	1,500,000千円
			うち元請……	900,000千円
D	基準決算の前々々期	28年2月～29年1月(12か月)	完成工事高……	1,200,000千円
			うち元請……	600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高
= Aの完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高
= Bの完成工事高 + {Cの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月}

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高
= {Cの完成工事高 × (Bの月数) / 12か月} + {Dの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月}

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度															審査対象事業年度						計算基準の区分																					
31	自 28年05月 至 30年04月															自 30年05月 至 31年04月						2 (1.2年平均) 2.3年平均)																					
業種コード		完成工事高(千円)															元請完成工事高(千円)															完成工事高(千円)						元請完成工事高(千円)					
32		0001350000															750000															180000						120000					
工事の種類		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																										
○○○工事		審査対象事業年度の前審査対象事業年度 $300,000 \times 3/3 = 300,000$ $1,500,000 \times 9/12 = 1,125,000$ 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $1,500,000 \times 3/12 = 375,000$ $1,200,000 \times 9/12 = 900,000$															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 $150,000 \times 3/3 = 150,000$ $900,000 \times 9/12 = 675,000$ 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $900,000 \times 3/12 = 225,000$ $600,000 \times 9/12 = 450,000$																										
32		0000000000															0000000000																										
工事の種類		完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																										
工事		審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度															審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																										

(参考) 工事種類別完成工事高付表の記載例 (決算期変更等の事情がある場合)

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高 (積み上げ後)	左に含める完成工事高
<p>(基準決算) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円</p> <p>(基準決算の前期) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円</p> <p>(基準決算の前々期) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円</p> <div data-bbox="240 1491 743 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>積み上げ後の完成工事高を、各審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間(20002帳票に記載した決算期間。)ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各決算期間も記入する。</p> </div>	<p>土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円</p> <p>土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円</p> <p>土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円</p> <div data-bbox="836 1491 1369 1637" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>左に含める完成工事高を、決算期間ごとに記入する。うち元請の額も記入する。</p> </div> <div data-bbox="938 1653 1294 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>記入をお忘れなく!</p> </div>
<p>積み上げ工種は全年統一すること。</p>	<p>申請者 <u>〇〇〇 (株)</u></p>

V 参考

3 建設工事と建設業の種類

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事が『タイル・れんが・ブロック工事』におけるコンクリートブロック積み(張り)工事であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガドレルの設置工事が含まれる。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</p> <p>②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消防活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

4 完成工事高積み上げ申請について

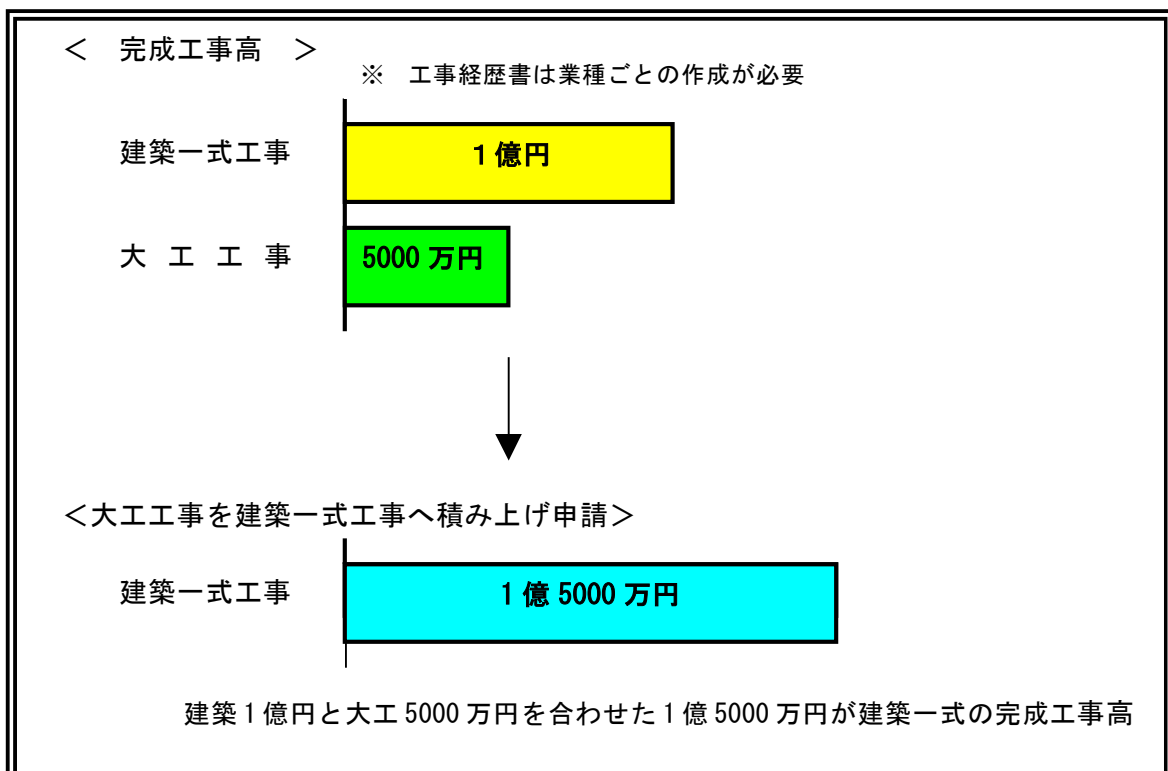
完成工事高積み上げ申請とは

一つの建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請のことです。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式	←	とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る）、舗装、水道施設
建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体

（例）建築工事業と大工工事業の2種類の許可を受けている場合



一式工事業以外の専門工事業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができます。

専門工事 (積み上げ先) (積み上げ元)		専門工事 (積み上げ元) (積み上げ先)
電気	← (→)	電気通信
管	← (→)	水道施設
管	← (→)	消防施設
とび・土工	← (→)	石
とび・土工	← (→)	解体

(例) 電気工事業と電気通信工事業の 2 種類の許可を受けている方は、経営事項審査を電気工事業のみで申請する場合、電気通信工事業の年間平均完成工事高を電気工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

必要書類

- ・「工事種類別完成工事高付表」(43 ページ記載例参照)
- ・積み上げ先の工種及び積み上げ元の工種に係る契約内容が確認できる書類(金額上位 3 件)

手数料

積み上げ先の業種分の手数料が必要。

(例) 建築一式工事と大工工事の許可を保有しており、大工工事を建築一式工事に積み上げて申請した場合

⇒積み上げ元の工種(ここでは大工工事)は申請業種としてカウントしないので、建築一式工事の 1 業種の申請ということになり、手数料は 1 業種分の 11,000 円となる。

積み上げ申請に関するよくある質問

Q 1 : 積み上げ元の業種で県や市町村への入札参加申請はできますか。

A 1 : 積み上げ元の業種では経営事項審査を受審していないので、申請はできません。

Q 2 : 審査対象事業年度中に新たに許可を取得した業種を今回の申請において積み上げ申請をする場合、前審査対象事業年度のその業種の取扱いはどのようになりますか。

A 2 : 新たに許可を取った業種を積み上げ申請する場合、「工事種類別完成工事高付表」のほか、「工事経歴書」及び「直前三年の各事業年度における工事施工金額」を作成した上、当該業種にかかる契約書等、金額の上位 3 件を持参してください。

「工事種類別完成工事高付表」には、業種追加した業種について完工高が無くとも、業種名及び完工高（0千円）の記載を忘れずをお願いします。

Q 3 : 積み上げを申請している場合において、前審査対象事業年度の完成工事高はありますが、審査対象事業年度の完成工事高は0円です。そのような場合でも完成工事高付表は必要ですか。

A 3 : 積み上げを申請している場合には、完成工事高が0円であっても付表の添付が必要です。

今回の事例では審査対象事業年度の完成工事高が0円であっても完成工事高付表は必要です。

Q 4 : 今回の審査基準日において、積み上げ申請を行い、経営事項審査の受付をされましたが、その後、積み上げ元の業種での総合評定値が必要となりました。再度申請を行い積み上げを崩すことは可能ですか。

A 4 : 受付が終了している今回の審査基準日においては、積み上げを崩すことはできません。次回の審査基準日の申請の際に積み上げを崩して申請することはできます。

5 建設工事の区分に関するよくある質問

Q 1 : 下請で請け負った工事について、土木一式工事や建築一式工事に計上することはできますか。

A 1 : 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。

それ以外の場合は一式工事以外の専門工事（とび・土工工事や内装工事など）に計上するか、「その他の建設工事」に計上することになります。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものであり、これを下請業者が行う場合は、元請から一括して工事を請け負ったときに限られます。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

なお、土木一式工事、建築一式工事の許可を有していても、専門工事について請負金額が 500 万円以上となる工事を施工する場合には、その専門工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

Q 2 : リフォーム工事を元請で施工しましたが建築一式工事に計上することはできますか。

A 2 : ほとんどのリフォーム工事は専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【考え方】

建設業の業種の区分において「リフォーム工事」というものはありませんので、その工事の内容に応じて、29の業種の区分のいずれかに計上することになります。

一例として、工事の内容が内装の改装であれば内装仕上工事になります。

なお、リフォーム工事が建築一式工事に当たるケースは、増改築工事など、総合的な指導・監督・調整が求められる規模・内容の工事に限られます。

●建築一式工事に当たる工事の例

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事

Q 3 : 宅地造成工事を元請で施工しましたが、土木一式工事に計上することはできますか。

A 3 : 工事内容によって土木一式工事に計上する場合と、とび・土工事に計上する場合に分かれます。たとえ、工事発注が土木一式工事、建築一式工事で行われていても工事内容が専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。

【考え方】

土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような土木工作物を作る工事を指します。

したがって、単に盛土や切土、掘削や締め固めなどの工事を行ったのみの場合はとび・土工事に計上します。

しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に計上することになります。

●土木一式工事に当たる工事の例

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、

Q 4 : 樹木の剪定や伐採を行いました。造園工事に計上することはできますか。

A 4 : 計上することはできません。

【考え方】

建設業法でいう「建設業」とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など29の業種に分かれていますが、すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

樹木の剪定や伐採はこうした要素を含まず、建設工事にはあたらないので、工事経歴として計上することもできません。

●工事にあたらないものの例

- ・ 樹木の剪定や伐採、草刈り
- ・ 道路などの清掃作業
- ・ 設備・機器の点検業務
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ ボーリング調査などの調査業務、測量業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造

6 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
政令：建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）
省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営事項審査

① 法第27条の23第1項（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。**

② 政令第27条の13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

③ 省令第18条の2（経営事項審査の受審）

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と**請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。**

（2） 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）

① 法第11条（変更等の届出）

許可に係る建設業者は、第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内**に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（以下省略）

② 法第6条（許可申請書の添付書類）

前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

（以下省略）

③ 政令第1条の2第1項（軽微な建設工事）

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

(3) 主任技術者及び監理技術者の専任

① 法第26条第3項（主任技術者及び監理技術者の設置等）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

② 政令第27条第1項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（同法第9条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

へ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

- ヲ 事務所
- ワ ホテル又は旅館
- カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ヨ 公衆浴場
- タ 興行場又はダンスホール
- レ 神社、寺院又は教会
- ソ 工場、ドック又は倉庫
- ツ 展望塔

③ 政令第15条（公共性のある施設又は工作物）

法第25条の1第2号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
(第二号省略)
- 三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）
(第四号省略)

④ 政令第28条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項ただし書きの政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工種の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（４） 工事請負契約書の作成

① 法第18条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

② 法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
の時期
 - 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険
契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
 - 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の
損害金
 - 十四 契約に関する紛争の解決方法
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するとき
は、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
い。
 - 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところ
により、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通
省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措
置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。
- ⑤ 注文書及び請書による契約の締結について（次頁参照）

（5） 一括下請負の禁止

- ① 法第22条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して
他人に請け負わせてはならない。
 - 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負つ
てはならない。
 - 3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令
で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発
注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
 - 4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同
項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用
する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をするこ
とができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。
- ② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第12
7号）第12条（一括下請負の禁止）
公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

注文書及び請書による契約の締結について

平成 12 年6 月29 日付け建設省経建発第132 号
建設省建設経済局建設業課長通知（千葉県土木部長宛て）

建設業法(以下「法」という。)第19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19 条第1 項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載すること。
 - ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。
 - ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
 - ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

7 工事経歴書に関する注意事項について

記載要領 ※経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（20005帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提出が必要になります。

建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、1件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと。

該当するものに丸を付す
（課税事業者は税抜、免税事業者は税込）

工事経歴書

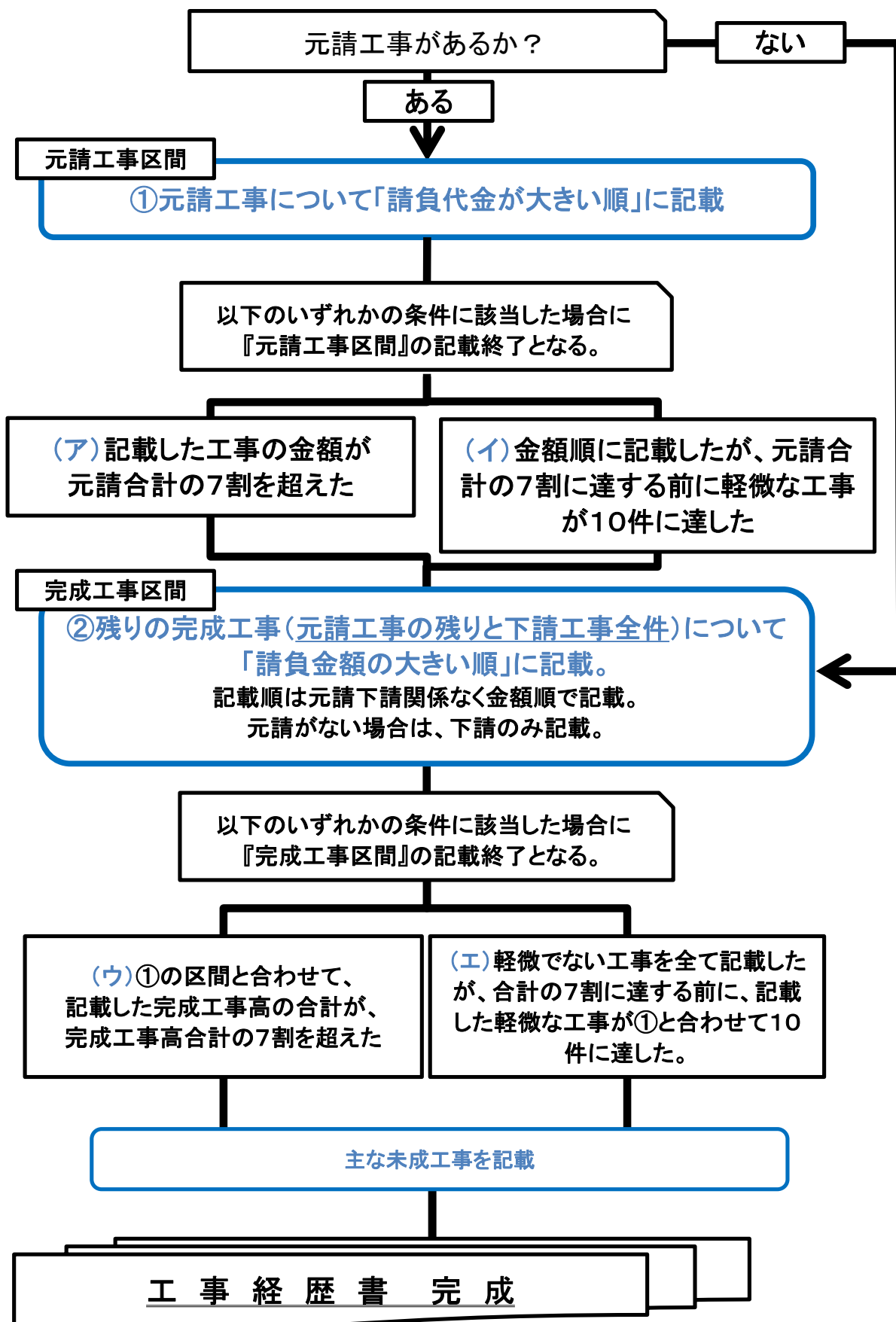
営業所の専任技術者を配置できる工事は限定的となりますので注意してください。（105～106ページ参照）

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名 工事の内容がわかるように 具体的に記入する。	工事現場のある 道府県及び 市町村名	配置技術者		請負代金の額		工期								
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 （該当箇所レ印を記載） 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月								
注文者及び工事名から個人の氏名が特定されないよう注意。（閲覧されるもの）	「元請」とは、建設工事の最初の注文者（発注者）から請け負ったものをいい、「下請」とは他の建設業者を通して請け負ったものをいう。	共同企業体（JV）として行った工事には「JV」と記載	各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載	金額は切り捨てにする	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円							
											① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											工事進行基準を採用している場合、当該事業年度中の完成工事高を括弧書きで記載する。 （例）請負代金10,000千円、当該年度中の完成工事高8,000千円の場合。 (8,000) 10,000千円	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											小計	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円
											合計	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	千円	千円

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー



※軽微な工事
 建築一式工事にあつては、税込1,500万円未満の工事
 その他の工事にあつては、税込500万円未満の工事

注意)このフローは、元請工事が1000億円以上の場合、使用できません。

工事経歴書(様式第二号)の記載方法

例1)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元請①	90,000	下請①	52,000
元請②	42,000	下請②	45,000
元請③	24,000	下請③	27,500
元請④	10,000	下請④	22,000
元請⑤	9,000	下請⑤	16,500
元請⑥	6,000	下請⑥	14,000
元請⑦	3,500	下請⑦	11,000
		下請⑧	10,000
		下請⑨	8,500
		下請⑩	7,000
		下請⑪	4,500
		下請⑫	3,800
		下請⑬	2,800
		下請⑭	2,000
小計	184,500	小計	226,600
		合計	411,100

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	90,000
〇〇〇	元請②	42,000
〇〇〇	下請①	52,000
〇〇〇	下請②	45,000
〇〇〇	下請③	27,500
〇〇〇	元請③	24,000
〇〇〇	下請④	22,000
	計	302,500

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合129,150千円)に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合287,770千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(ウ)

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①~③の工事)

元請の7割
129,150

全体の7割
287,770

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

例2)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事		
元請工事		下請工事
元請①	1,600	下請① 10,000
元請②	1,590	下請② 6,000
元請③	1,580	下請③ 4,500
元請④	1,570	下請④ 4,000
元請⑤	1,550	下請⑤ 3,500
元請⑥	1,540	下請⑥ 3,000
元請⑦	1,530	下請⑦ 2,500
元請⑧	1,520	下請⑧ 2,000
元請⑨	1,510	下請⑨ 1,500
元請⑩	1,500	
元請⑪	1,490	
元請⑫	1,480	
元請⑬	1,470	
元請⑭	1,460	
元請⑮	1,450	
小計	22,840	小計 37,000
		合計 59,840

元請の7割
15,988

全体の7割
41,888

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	1,600
〇〇〇	元請②	1,590
〇〇〇	元請③	1,580
〇〇〇	元請④	1,570
〇〇〇	元請⑤	1,550
〇〇〇	元請⑥	1,540
〇〇〇	元請⑦	1,530
〇〇〇	元請⑧	1,520
〇〇〇	元請⑨	1,510
〇〇〇	元請⑩	1,500
〇〇〇	下請①	10,000
〇〇〇	下請②	6,000
	計	31,490

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①~③の工事)

記載フロー図の(イ)

元請工事の7割(この場合15,988千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、元請工事は全て**軽微な工事**であるため、10件まで記載すればよい。
元請工事の①~⑩の合計は、15,490千円となり元請工事の7割を超えてないが、**軽微な工事を10件記載している**ため、ここで記載終了となる。

記載フロー図の(エ)

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合41,888千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、上段で**軽微な工事を10件記載している**ので、下段で**軽微な工事を記載する必要はない**。

工事経歴書の計は、31,490千円となり**全体の7割を超えていない**が、**軽微な工事が元請で10件となったため**、工事経歴書の記載は終了となる。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

例3)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元請①	15,000	下請①	5,100
元請②	10,000	下請②	3,600
元請③	9,500	下請③	3,500
元請④	9,000	下請④	3,400
元請⑤	4,750	下請⑤	3,300
元請⑥	4,000	下請⑥	3,150
元請⑦	3,800	下請⑦	3,100
元請⑧	3,350	下請⑧	3,000
元請⑨	3,200	下請⑨	2,900
元請⑩	3,100	下請⑩	2,800
元請⑪	3,000	下請⑪	2,700
元請⑫	2,900	下請⑫	2,600
元請⑬	2,800	下請⑬	2,500
元請⑭	2,700	下請⑭	2,400
		下請⑮	2,300
		下請⑯	2,200
		下請⑰	2,000
		下請⑱	1,800
小計	77,100	小計	52,350
		合計	129,450

元請の7割
53,970

全体の7割
90,615

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	15,000
〇〇〇	元請②	10,000
〇〇〇	元請③	9,500
〇〇〇	元請④	9,000
〇〇〇	元請⑤	4,750
〇〇〇	元請⑥	4,000
〇〇〇	元請⑦	3,800
〇〇〇	下請①	5,100
〇〇〇	下請②	3,600
〇〇〇	下請③	3,500
〇〇〇	下請④	3,400
〇〇〇	元請⑧	3,350
〇〇〇	下請⑤	3,300
〇〇〇	元請⑨	3,200
〇〇〇	下請⑥	3,150
	計	84,650

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①~③の工事)

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合53,970千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(エ)

元請工事の残りの部分と下請工事について、元請・下請の関係なく金額の大きい順に全体の7割(この場合90,615千円)に達するまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているので、下段では軽微な工事は7件(=10件-3件)まで記載すればよい。

工事経歴書の計は、84,650千円となり全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請・下請を合わせて10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

8 建設業法における技術者制度について

★主任技術者と監理技術者★

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者または監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。
(建設業法第26条)

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が5000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。

※金額は、いずれも消費税込です。

★主任技術者・監理技術者の現場専任制度★

公共性のある重要な工事で、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事では9,000万円）以上（※）の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者・監理技術者はその工事現場に専任でなければなりません。
(建設業法第26条第3項)

なお、現場専任を要する監理技術者については、資格要件のほか、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

※金額は、いずれも消費税込です。

◇公共性のある重要な工事◇

- ①国・地方公共団体が発注する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

<個人住宅を除くほとんどの工事が当てはまります>

※建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任性が求められない工事で、次の①～③をすべて満たす場合

- ①専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ②専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
- ③所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

★主任技術者及び監理技術者の要件★

◇雇用関係◇

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

◇必要な資格等◇

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資 格 要 件
主任 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 高校等（※2）の指定学科（※3）卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の2級第1次検定合格後※4）5年以上、又は大学等（※5）の指定学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の1級第1次検定合格後※4）3年以上の実務経験を有する者 (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国家資格者（1級、2級の施工管理技士など）、国土交通大臣特別認定者
監 理 技 術 者	（※1） 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 国土交通大臣特別認定者
	以外 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 主任技術者の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、元請として4500万円以上（※6）について2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣特別認定者
補 佐 監 理 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 主任技術者の資格要件を満たす者のうち、国家資格者（技士補など） (2) 国土交通大臣特別認定者

※1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園 の 7 業種

※2 高等学校のほか、旧実業高校、1年制の専修学校を含む

※3 指定学科の詳細は P49 参照

※4 技術検定の第一次検定合格+実務経験により主任技術者になれる業種は、指定建設業と電気通信工事業を除く業種とする。

※5 大学のほか、高等専門学校（高専）、旧制専門学校、2年制以上の専修学校を含む

※6 昭和59年10月1日以前の経験は1,500万円以上、平成6年12月28日以前の経験は300万円以上

9 特殊経審について

I 吸収合併

(1)吸収合併時経審の審査基準日は次によるものとなる。

吸収合併については、合併期日

(2)吸収合併経審の受審の必要性

吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査(以下「合併直前経審」という。)を受けることを当該存続会社に義務付けるものではない。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第27条の23第1項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効となる。

(3)完成工事高について

①完成工事高については、I(1)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額となる。なお、審査基準日と決算日が異なる場合は、決算期変更と同様の計算方法で完成工事高を算出し、計算過程は別途提出すること(様式は問いません。)

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額(審査基準日が経営事項審査を申請しようとする事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。)

(4)技術職員名簿について

技術職員名簿はI(1)による審査基準日に基づき申請することとする。ただし、常勤性の確認は、消滅会社における雇用関係も含める。

(5)自己資本額、利益前税引前償却前利益の額、経営状況及研究開発費の額

(当期の数値)

I (1)による審査基準日における財務諸表による。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものとしたものによる。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものとする。ただし、I (1)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算(直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目を合算したものとする。

(前期の数値)

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。ただし、I (1)による審査基準日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の3月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値をそれぞれ用いること。

(6)営業年数

営業年数については、存続会社における建設業の営業年数とする。

(7)法令順守の状況

法令順守の状況について、審査基準日の翌日の直前1年における存続会社の法令順守の状況による。

(8)監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況による。

(9)上記以外の項目

上記以外の項目については、I(1)による審査基準日における状況に基づく。

II 新設合併

(1)合併時経審の審査基準日は次によるものとなります。

新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

(2)完成工事高について

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記I 1(1)りの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

(参考：経審課長通知記 I 1(1)リ)

譲り受ける場合 (直前2年)

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

24か月 - A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数 (12月)

=直前2年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合 (直前3年)

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

36か月 - A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数 (12月)

=直前3年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



(3)自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

(当期の数値)

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものとします。

(前期の数値)

消滅会社の任意の1社（②において（前期の人数）を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。）を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものとします。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(1)③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の1社を存続会社とみなすものとします。

(4)営業年数について

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとします。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続き開始の決定を受け、かつ、Ⅱ(1)による審査基準日以前に再生手続き終了の決定又は更生手続き終了の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の営業年数は0年として取り扱う。

(5)法令順守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

(6)監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

申請に必要な書類

【提出書類】

- 必須提出：**
- ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（20001 帳票）（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）
 - ・ その他の審査項目（社会性等）（20005 帳票）
 - ・ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 技術職員名簿（20004 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 経営状況分析結果通知書（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 合併契約書
 - ・ 建設業許可通知書（関係会社全社分）
 - ・ 前回の経審申請書一式（受付印のあるもの、関係会社全社分）
 - ・ 修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）（「直前3年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）
 - ・ 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届、関係会社全社分）
 - ・ 工事経歴書（完成工事高の計算と同様の期間で別途作成したもの。）
 - ・ 工事経歴書についての「契約内容が確認できる書類」
（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事）
 - ・ 納税証明書（完工高の計算に係る期分）（全社分）（事業年度が終了していなく、納税証明書が出ない場合は、経審申請時点で支払いの終わった領収書）
 - ・ その他は通常申請と同様
- 選択提出：**
- ・ 工事種類別完成工事高付表（積み上げ用）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ その他は通常申請と同様

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書 (令和8年7月)

令和8年7月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産課 入札契約室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-223-1650

Eメール kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
